

# 福祉用具（自助具）の紹介と適用

橋本 伸也\*

## 1. はじめに

福祉用具は日常生活動作の自立や介護負担の軽減を図るための重要な手段である。基本的にはニーズに適した福祉用具の選択が導入の出発点となるが、そのためには、福祉用具自体の機能や仕様に関する情報だけでなく、流通する商品としての福祉用具の製品情報や、公的入手助成制度の活用を含む具体的な仲介情報の提供が重要になる。さらに、実際の適用にはケースの状況に応じた試行や工夫も必要となるが、それ以前に、実際に手にとって、“使い勝手”や“使い心地”を実感したり、製品としての福祉用具をより身近なものとして活用しようという意識が大切である。

最近では、大手のショッピングセンターやDIYセンターで、福祉用具・介護用品を取り扱うケースが増えている。しかし、社会貢献として各店舗に福祉用具のコーナーを設置しているケースが多く、福祉用具が包装されたまま陳列されていて、実際に触ってみることができない場合がほとんどである。また、製品化されているといっても福祉用具は概して少量多種生産であるため、陳列商品自体が少なく、カタログを見て取り寄せなければならないことが多い。

本稿では、多種多用途の福祉用具の中から食事を中心とする自助具を紹介し、実際の適用の考え方や“体験指導”のポイントについて述べる。

## 2. 福祉用具の種類

福祉用具は、日常生活の自立を助けて、介護負担を軽減する用具の総称である。医療分野で治療目的にも用いられる義肢や補装具を含める場合もあり、補装具、日常生活用具などの生活動作を補助する物品のほか、介護用品、リハビリ用具、教育やレクリエーションのための用具を含める場合もある。

法律的には、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（1993年）において、「『福祉用具』とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう」と定義されている（同法第2条）。ちなみに同法第8条では「市町村は、福祉用具の利用者がその心身の状況及びその置かれている環境に応じて、福祉用具を適切に利用できるよう、福祉用具に関する情報の提供、相談その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定され、市町村に福祉用具の適用普及の役割を求めている。

---

\* 藤女子大学人間生活学部

1987年に、福祉用具に関する調査研究や開発、福祉用具情報の収集と提供などを目的に設立された公益財団法人テクノエイド協会は、福祉用具について、①治療訓練用具、②義肢・装具、③パーソナルケア関連用具、④移動機器、⑤家事用具、⑥家具・建具、建築設備、⑦コミュニケーション関連用具、⑧操作用具、⑨環境改善機器・作業用具、⑩レクリエーション用具、⑪その他、の11分野に分類している。それぞれに分類コードを付して製品情報を収集・整理して検索に供しているのでサイトを参照されたい。

### 3. 用途別の福祉用具

福祉用具の分類方法は多様である。前項2のテクノエイド協会の分類のように使用目的を基準とするもののほか、使用場面別、適用される障害別、補償・補完目的別、福祉用具自体の機能別の分類など様々であり、福祉用具の全容理解を難しくしている。どのような福祉用具があるのかを理解するうえで、次のような用途別が比較的わかりやすい。

#### (1) 移動や歩行のための用具

- ①短下肢装具：短下肢装具，シューホーンブレース，長下肢装具
- ②杖：T字杖，ロフトランド杖，松葉杖，多脚杖（多点杖）
- ③歩行器：四脚步行器  
歩行器（歩行車，キャスター付き歩行器，4輪歩行器）
- ④車椅子：標準型，スポーツタイプ，介助型，リクライニング型
- ⑤電動車椅子：4輪型，3輪型
- ⑥リフター：床走行式，天井走行式

#### (2) 排泄のための用具

- ①ポータブルトイレ，補高便座
- ②紙おむつ，失禁用パンツ
- ③尿器，集尿器

#### (3) 入浴のための用具

- ①シャワーチェア
- ②バスボード
- ③バスシート
- ④取付式手すり

#### (4) 食事のための用具

- ①ホルダー，スプーン
- ②食器
- ③滑り止めマット

#### (5) コミュニケーションのための用具

- ①補聴器
- ②意思伝達装置（ワープロ，音声ワープロ，点字プリンター）

#### (6) その他

- ①ベッド，床ずれ防止用具
- ②衣服，寝間着
- ③自助具（入浴・整容・更衣・調理・裁縫補助具など，リーチャーなど）
- ④環境制御装置（ECS）

#### 4. 福祉用具の公的入手助成制度

2000年にスタートした介護保険法は、わが国の福祉用具の普及に非常に大きな影響をもたらした。介護保険制度の「福祉用具貸与」や「居宅福祉用具購入費制度」は福用具の一部の汎用品を対象としたもので、既製品の給付が原則であるが、代価の1割負担で導入できるようになったことで要介護者の生活場面に高率で浸透することになった。

以下に、現行の公的入手制度を概括して示す。

- (1) 補装具：障害者総合支援法（窓口＝市町村役場福祉係～身体障害者更生相談所等）  
\*補装具は医師の処方や、作製（取り扱い）業者の見積もり等が必要
- (2) 日常生活用具：市町村が給付（市町村の地域生活支援事業）
- (3) 自助具：市町村が給付（低所得者向け、身体障害者福祉法・児童福祉法・老人福祉法）
- (4) 介護保険による給付（福祉用具）
  - ①福祉用具貸与：車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレス）、褥創予防用具（エアーパード）、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、痴呆性老人徘徊感知器、移動用リフト、段差解消リフト、立ち上がり座椅子、垂直移動のみの入浴リフト、特殊寝台から車いすなどへ移乗する際のスライディングボードやマット、六輪歩行器
  - ②居宅介護福祉用具購入費：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

#### 5. 食事関連の福祉用具の紹介

前項4の（1）～（4）以外の福祉用具は、自費または個人レンタルで入手する必要がある。より多くの福祉用具が公的入手助成制度の対象となることが望まれるが、日常生活用品である品々のどこまでを入手助成対象にするかは議論があろう。

とくに食事場で用いる食器や、スプーン、フォーク、箸などの食事用具は、朝昼夜の食事時に使われ、極めて使用頻度が高いが、誰もが保有している什器のデザインと抜本的な異なる訳ではない。むしろ、日常生活用品として違和感のないデザインを重視しつつ、さまざまな障害に合うように“使い勝手”の工夫を凝らしている。

2012年7月21日に実施した第14回藤女子大学家庭科教育研修講座においては、食事を中心とする自助具を紹介し、実際に手にとってその“使い勝手”を実感し、適用の考え方や“体験指導”のポイントを説明した。



食事は食事姿勢、身体と食膳の位置関係、碗や皿、スプーン・フォークなどの形状、食べ物を口に入れる動作の状態などのさまざまな動作や要件で構成される。例えば、①食事場所への移動、②食事の姿勢、③身体と食膳の位置関係、④食膳の安定、⑤食器の形状、⑥食物を口に運ぶ用具の形状、⑦飲料の口への運び方 ⑧食べ物を口に入れる動作、⑨食べこぼしの処理・対処などが挙げられる。とくに食事の場合、これらの一連の動作が階層的に遂行される。したがって、食事のどの場面でどのような問題があるかを具体的に捉えて対応する福祉用具の活用や対策を検討する必要がある。

使用する碗や皿は、さまざまなデザインのもものが流通しているが、①はしやスプーン・フォークなどで食物をすくいやすい、②ずれにくい、③倒れにくい、④持ちやすい、⑤口をつけやすい、などが選択の要点になる。また、箸やスプーン・フォークは、①持ちやすい、②食物をすくいやすい、③食物を保持して口に運びやすい、④口に入れやすい、などを勘案して選択する。

食事動作は毎日繰り返されるので、食事が楽しめるように的確な条件づくりが求められる。食べこぼしがあっても“片づければよい”という発想で、安心して食事ができるように扱いやすく処理のしやすいエプロンを選ぶ。

## 6. 福祉用具の意義

改めて福祉用具を活用する意義を整理すると、次のようなポイントが挙げられる。

(1) 自立のための活用（失われたり難しくなった機能の代償や補完）

(2) 介助のため活用

①介助者の「身体面」と「精神面」の負担の軽減

②介護を頼む当事者側の精神的負担の軽減

(3) 身体動作能力の維持・継続のための活用

①動作の日常化がもたらす能力の維持や向上

②付帯動作による二次的障害の防止

③常用しなくても“やろうと思えばできる”環境をつくる

(4) 安心と自尊のための活用

①出来ないことやミスを減らす

②生活を当事者のものにする方向づけと、「生活の質」の向上の条件づくり

(5) 生活パターン変更の契機にするための活用

## 7. おわりに

福祉用具は生活のさまざまな場面にニーズがある。福祉用具の有効活用に向けては、把握された身体動作機能や生活場面の問題と、流通する福祉用具の種類、仕様、機能などの情報を照合して適用を図り、最適な福祉用具を選択することが重要である。適用紹介を担う専門職だけでなく、“生活”に関わる多くの人々が知見をもち、福祉用具のニーズがありながら地域に潜在化させることがないよう、適用紹介への積極性につながる基盤形成が求められる。

## 参考文献

- 1) (社) シルバーサービス振興会編：「福祉用具専門相談員研修用テキスト」，中央法規，2010年
- 2) 足立芳寛監修：「バリアフリーのための福祉技術入門」，オーム社，1998年
- 3) 木村哲彦監修：「生活環境論」，医歯薬出版，1992年